

資料リスト

- 1 主な憲法裁判例年表
- 2 最高裁の違憲判決等
- 3 我が国及び諸外国の憲法裁判制度の概要
- 4 民事訴訟（地裁第一審）事件数及び平均審理期間の推移
- 5 刑事訴訟（地裁第一審）事件数及び平均審理期間の推移
- 6 民事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が3年を超える長期係属事件の推移（地裁）
- 7 刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が3年を超える長期係属実人員の推移（地裁）
- 8 裁判官数の推移
- 9 最高裁の年間受理事件数（人員）の推移

主な憲法裁判例年表

裁判年月日	法廷等	通称事件名	登載判例集
23. 3.12	大判	死刑合憲判決	刑集 2 卷 3 号 191 頁
25. 7.12	大判	自白調書有罪認定違憲判決	刑集 4 卷 7 号 1298 頁
27. 2.20	大判	最高裁裁判官国民審査事件判決	民集 6 卷 2 号 122 頁
27.10. 8	大判	警察予備隊違憲訴訟判決	民集 6 卷 9 号 783 頁
28.12.23	大判	農地改革訴訟判決	民集 7 卷 13 号 1523 頁
30. 2. 9	大判	選挙犯罪者公民権停止規定事件判決	刑集 9 卷 2 号 217 頁
31. 7. 4	大判	謝罪広告事件判決	民集 10 卷 7 号 785 頁
32. 3.13	大判	千ヤタレー事件判決	刑集 11 卷 3 号 997 頁
33. 9.10	大判	帆足計事件判決	民集 12 卷 13 号 1969 頁
34.12.16	大判	砂川事件判決	刑集 13 卷 13 号 3225 頁
35. 6. 8	大判	苦米地事件判決	民集 14 卷 7 号 1206 頁
35. 7. 6	大判	強制調停違憲決定	民集 14 卷 9 号 1657 頁
35. 7.20	大判	都条例違反事件判決	刑集 14 卷 9 号 1243 頁
35.10.19	大判	地方議会懲罰議決事件判決	民集 14 卷 12 号 2633 頁
37. 5. 2	大判	交通事故報告義務事件判決	刑集 16 卷 5 号 495 頁
37. 5.30	大判	条例における罰則規定事件判決	刑集 16 卷 5 号 577 頁
37.11.28	大判	第三者所有物没収違憲判決	刑集 16 卷 11 号 1593 頁
同	大判	同	同 1577 頁
37.12.12	大判	同	刑集 16 卷 12 号 1672 頁
38. 3.27	大判	特別区区長選任贈収賄事件判決	刑集 17 卷 2 号 121 頁
38. 5.22	大判	東大ポポロ事件判決	刑集 17 卷 4 号 370 頁
38. 6.26	大判	奈良県ため池条例事件判決	刑集 17 卷 5 号 521 頁
40. 4.28	大判	第三者追徴違憲判決	刑集 19 卷 3 号 203 頁
41.10.26	大判	全通東京中郵事件判決	刑集 20 卷 8 号 901 頁
42. 5.24	大判	朝日訴訟判決	民集 21 卷 5 号 1043 頁
42. 7. 5	大判	余罪量刑考慮違憲判決	刑集 21 卷 6 号 748 頁
44. 4. 2	大判	都教組事件判決	刑集 23 卷 5 号 305 頁
44. 4.23	大判	事前運動禁止規定事件判決	刑集 23 卷 4 号 235 頁
44.11.26	大決	博多駅事件取材フィルム提出事件決定	刑集 23 卷 11 号 1490 頁
44.12.24	大判	京都府学連事件判決	刑集 23 卷 12 号 1625 頁
45. 6.17	大判	ビラ貼り規制事件判決	刑集 24 卷 6 号 280 頁
45. 6.24	大判	八幡製鉄政治献金事件判決	民集 24 卷 6 号 625 頁
45.11.25	大判	偽計自白有罪認定違憲判決	刑集 24 卷 12 号 1670 頁
47.11.22	大判	川崎民商事件判決	刑集 26 卷 9 号 554 頁
47.11.22	大判	小売市場事件判決	刑集 26 卷 9 号 586 頁
47.12.20	大判	高田事件判決	刑集 26 卷 10 号 631 頁
48. 4. 4	大判	尊属殺重罰規定違憲判決	刑集 27 卷 3 号 265 頁
48. 4.25	大判	全農林警職法事件判決	刑集 27 卷 4 号 547 頁
48.12.12	大判	三菱樹脂事件判決	民集 27 卷 11 号 1536 頁
49.11. 6	大判	猿払事件判決	刑集 28 卷 9 号 393 頁
50. 4.30	大判	薬事法距離制限規定違憲判決	民集 29 卷 4 号 572 頁
50. 9.10	大判	徳島市公安条例事件判決	刑集 29 卷 8 号 489 頁
51. 4.14	大判	衆議院議員定数配分規定違憲判決	民集 30 卷 3 号 223 頁
51. 5.21	大判	旭川学力テスト事件判決	刑集 30 卷 5 号 615 頁
同	大判	岩手学力テスト事件判決	同 1178 頁
52. 5. 4	大判	全通名古屋中郵事件判決	刑集 31 卷 3 号 182 頁
52. 7.13	大判	津地鎮祭事件判決	民集 31 卷 4 号 533 頁
53.10. 4	大判	マクレーン事件判決	民集 32 卷 7 号 1223 頁
56. 3.24	三小判	日産自動車女子定年差別事件判決	民集 35 卷 2 号 300 頁
57. 7. 7	大判	堀木訴訟判決	民集 36 卷 7 号 1235 頁
58. 6.22	大判	よど号ハイジャック記事抹消事件判決	民集 37 卷 5 号 793 頁
59.12.12	大判	ポルノ税関検査訴訟判決	民集 38 卷 12 号 1308 頁

60. 3.27	大判	サラリーマン税金訴訟判決	民集 39 卷 2 号 247 頁
60. 7.17	大判	衆議院議員定数配分規定違憲判決	民集 39 卷 5 号 1100 頁
61. 6.11	大判	北方ジャーナル事件判決	民集 40 卷 4 号 872 頁
62. 4.22	大判	森林分割制限規定違憲判決	民集 41 卷 3 号 408 頁
62. 4.24	二小判	サンケイ新聞事件判決	民集 41 卷 3 号 490 頁
63. 6. 1	大判	自衛隊合祀事件判決	民集 42 卷 5 号 277 頁
1. 3. 8	大判	法廷内メモ不許可事件判決	民集 43 卷 2 号 89 頁
4. 7. 1	大判	成田新法事件判決	民集 46 卷 5 号 437 頁
7. 7. 5	大決	非嫡出子相続差別訴訟決定	民集 49 卷 7 号 1789 頁
8. 8.28	大判	沖繩代理署名訴訟判決	民集 50 卷 7 号 1952 頁
8. 9.11	大判	参議院議員定数配分規定訴訟判決	民集 50 卷 8 号 2283 頁
9. 4. 2	大判	愛媛玉串料訴訟違憲判決	民集 51 卷 4 号 1673 頁
10. 9. 2	大判	参議院議員定数配分規定訴訟判決	民集 52 卷 6 号 1373 頁
10.12. 1	大決	裁判官分限事件決定	民集 52 卷 9 号 1761 頁
11. 3.24	大判	接見指定規定訴訟判決	民集 53 卷 3 号 514 頁
11.11.10	大判	衆議院議員小選挙区比例代表並立制選挙無効訴訟判決	民集 53 卷 8 号 登載予定

※ 以下の資料から引用した。

- ・別冊法学教室 憲法の基本判例（第2版） 平8. 4. 25発行
- ・司法の窓（37号） 裁判所制度100周年記念号 年表 平2. 11発行
- ・司法の窓（50号） 最高裁判所50周年記念号 年表 平9. 5発行
- ・民集又は刑集登載の大法廷判決（決定）

最高裁の違憲判決等

1 具体的違憲審査制（付随的違憲審査制）であることを明示した判決

①警察予備隊違憲訴訟判決（昭和27. 10. 8）

2 主な違憲判決（決定）

昭和20年

②自白調書有罪認定違憲判決
（昭和25. 7. 12）

昭和30年

③強制調停違憲決定
（昭和35. 7. 6）

④第三者所有物没収違憲判決
（昭和37. 11. 28等）

昭和40年

⑤余罪量刑考慮違憲判決
（昭和42. 7. 5）

⑥偽計自白有罪認定違憲判決
（昭和45. 11. 25）

⑦高田事件判決
（昭和47. 12. 20）

⑧尊属殺重罰規定違憲判決
（昭和48. 4. 4）

昭和50年以降

⑨薬事法距離制限規定違憲判決
（昭和50. 4. 30）

⑩森林分割制限規定違憲判決
（昭和62. 4. 22）

⑪衆議院議員定数配分規定違憲判決
（昭和51. 4. 14等）

平成元年以降

⑫愛媛玉串料訴訟違憲判決
（平成9. 4. 2）

昭和20年代から30年代は、民事事件より刑事事件の数が相当程度多い時代であった。地裁第一審の訴訟事件についてみると、昭和25年では民事約6万1600件、刑事約11万1500件、昭和30年では、民事約6万4000件、刑事約8万4300件であった。

そして、このころから昭和40年代にかけては、新憲法や新刑訴法の解釈が未だ十分に定着していなかったこともあり、刑事事件をめぐる違憲判断が比較的多く、また、戦時中に立法された法律の効力が争われるなど、戦後の混乱した様相の中で、法や制度などの大きな枠組みが問題とされることが少なくなかった。

その後、新憲法が国民生活の中に徐々にゆきわたり、平等原則や人権規定について憲法判断を求める訴訟が多く見られるようになった。

更にほぼ同じ時期に、権利侵害を受けた個人等からの訴えにとどまらず公の制度が抱える憲法問題なども広く指摘されるようになり、例えば、一連の議員定数訴訟のように選挙制度のあり方について疑問がなげかけられ、あるいは、公金の支出が政教分離原則に反するなどの主張がされた。

1 具体的違憲審査制（付随的違憲審査制）であることを明示した判決

① 警察予備隊違憲訴訟判決

最大判昭和27年10月8日民集6巻9号 783頁

【審理期間】

昭和27年3月訴訟提起，審理期間約7月

【事件の概要】

国会議員である原告が，自衛隊の前身たる警察予備隊の設置並びに維持に関して国が行った法令規則の制定等一切の行為の無効確認を求めて，直接最高裁に出訴したもの

本件では，最高裁判所が具体的事件を離れて，抽象的に法律命令等の合憲性を判断できるかが問題となった。

【判決の要旨】

裁判所は，法律，命令等に関し違憲審査権を有するが，この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり，具体的事件を離れて抽象的に法律，命令等が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有するものではない。

【参考】

憲法81条

最高裁判所は，一切の法律，命令，規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

2 主な違憲判決（決定）

② 自白調書有罪認定違憲判決

最大判昭和25年7月12日刑集4巻7号1298頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和22年7月公訴提起，審理期間約3年

【事件の概要】

東京都内の電車内において，煙草ケースや財布をすり盗った窃盗被告事件
本件では，憲法38条3項にいう「本人の自白」の意義が問題となった。

【判決の要旨】

被告人の第一審の公判廷における供述（自白）及び被告人の司法警察官の
尋問調書中の供述記載（自白）は，いずれも憲法38条3項にいう「本人の
自白」に含まれるから，控訴審の裁判所が事実を認定するにあたり，これら
以外の補強証拠なしに有罪認定することは許されない。

【参考】

憲法38条3項

何人も，自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には，有罪
とされ，又は刑罰を科せられない。

③ 強制調停違憲決定

最大決昭和35年7月6日民集14巻9号1657頁

【一審から最高裁決定までの審理期間】

昭和21年10月訴訟提起，審理期間約13年9月

【事件の概要】

裁判所が，戦時民事特別法に基づき，家屋明渡請求事件等について，職権で調停により処理する旨を決定し，調停が不調となるや，同法18条，金銭債務臨時調停法7条1項，8条の規定により，事件を併合して調停に代わる決定をなしたというもの

本件では，本件の調停に代わる決定が裁判の公開を定めた憲法82条等に違反するかどうかが問題となった。

【決定の要旨】

性質上純然たる訴訟事件について，公開の法廷における対審及び判決によることなく終局的に権利義務の存否を確定することを目的としてされた調停に代わる決定は，憲法82条，32条に照らし，違憲たるを免れない。

【参考】

憲法32条

何人も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

憲法82条

1項

裁判の対審及び判決は，公開法廷でこれを行ふ。

2項

裁判所が，裁判官の全員一致で，公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には，対審は，公開しないでこれを行ふことができる。但し，政治犯罪，出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件の対審は，常にこれを公開しなければならない。

④ 第三者所有物没収違憲判決

最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和29年6月公訴提起，審理期間約8年5月

【事件の概要】

税関の免許を受けずに貨物を船舶に積み込み，密輸出を企てた被告人らが，没収された貨物には被告人ら以外の者の所有物が含まれているのに，所有者に財産権擁護の機会をまったく与えることなく没収したのは，財産権を保障した憲法29条1項に反するとして争ったもの

【判決の要旨】

禁制品を輸入する罪など一定の犯罪に係る船舶，貨物等が第三者の所有に属する場合においても被告人に対する付加刑として没収する旨を規定していた（旧）関税法118条1項は，第三者に対し，告知，弁解，防衛の機会を保障しておらず，刑事訴訟法その他の法令においても，何らそのような手続に関する規定を設けていないのであるから，この規定によって第三者の所有物を没収することは，憲法31条，29条に違反する。

【参考】

憲法29条

1項

財産権は，これを侵してはならない。

2項

財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。

3項

私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用ひることができる。

憲法31条

何人も，法律の定める手続によらなければ，その生命若しくは自由を奪はれ，又はその他の刑罰を科せられない。

⑤ 余罪量刑考慮違憲判決

最大判昭和42年7月5日刑集21巻6号 748頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和39年12月公訴提起，審理期間約2年7月

【事件の概要】

郵便局集配課に勤務する被告人が，昭和39年11月21日，現金及び郵便切手在中の普通郵便物29通を窃取したという窃盗被告事件

一審判決は，起訴されていない約130回の同種の犯行について具体的に判示した上，懲役1年2月に処し，控訴審判決は，一審判決における余罪の量刑考慮に一定の配慮をしつつも，一審判決の量刑はやや重きにすぎるとしてこれを破棄し，被告人を懲役10月に処した。

本件では，このような余罪の取扱いが適正手続の保障を定めた憲法31条等に違反するかどうかの問題となった。

【判決の要旨】

起訴されていない犯罪事実を余罪として認定し，これをも実質上処罰する趣旨のもとに重い刑を科することは，憲法31条，38条3項に違反する。

【参考】

憲法31条

何人も，法律の定める手続によらなければ，その生命若しくは自由を奪はれ，又はその他の刑罰を科せられない。

憲法38条3項

何人も，自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には，有罪とされ，又は刑罰を科せられない。

⑥ 偽計自白有罪認定違憲判決

最大判昭和45年11月25日刑集24巻12号1670頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和40年11月公訴提起，審理期間約5年

【事件の概要】

妻と共謀して拳銃1挺と実包3発を自宅において隠匿所持したとの事件に関し，捜査段階において，妻が被告人との共謀の事実を供述していないのに，検察官が被告人に対し，妻が共謀を自供したと嘘を告げて，被告人から自白を獲得したというもの

本件では，このようにして獲得された自白の証拠能力が問題となった。

【判決の要旨】

偽計によって被疑者が心理的強制を受け，その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には，偽計によって獲得された自白はその任意性に疑いがあるものとして証拠能力を否定すべきであり，このような自白を証拠に採用することは，憲法38条2項に違反する。

【参考】

憲法38条2項

強制，拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は，これを証拠とすることができない。

⑦ 高田事件判決

最大判昭和47年12月20日刑集26巻10号 631頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和27年8月から同28年10月までの間、42回にわたり公訴提起、
審理期間約19年2月ないし20年4月

【事件の概要】

昭和27年に名古屋市内の大韓民国居留民団愛知県本部元団長宅が侵入されたり、付近の瑞穂警察署高田巡査派出所が火炎瓶により放火されたりした、いわゆる高田派出所事件等の刑事事件で、併合予定の別件の審理を優先したところ、その審理が長期化したため、当事件については第一審において15年余にわたる審理の中断があった。

本件では、このような審理の著しい遅延は、憲法37条1項が保障した被告人の迅速な裁判を受ける権利を侵害したことになるかが問題となった。

【判決の要旨】

憲法37条1項は、単に迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上及び司法行政上の措置をとるべきことを要請するにとどまらず、さらに個々の刑事事件について、現実に右の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合には、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定である。15年余の長年月にわたり、全く審理が行われないで経過した本件は右保障条項に明らかに違反したもので、免訴の言渡しをするのが相当である。

【参考】

憲法37条1項

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

⑧ 尊属殺重罰規定違憲判決

最大判昭和48年4月4日刑集27巻3号 265頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和43年10月公訴提起，審理期間約4年6月

【事件の概要】

中学2年のときに実父に姦淫され，以後10年以上夫婦同様の生活を強いられ，数人の子まで生んだ被告人が正常な結婚の機会にめぐりあったものの，実父はあくまでも被告人を支配下において醜行を継続したため，同人が実父を殺害するに至った。

本件では，法定刑を死刑又は無期懲役刑に限っている（旧）刑法200条の尊属殺規定の合憲性が問題となった。

【判決の要旨】

尊属殺について規定した（旧）刑法200条は，その法定刑を死刑又は無期懲役刑に限っている点において，あまりにも厳しいものであり，尊属に対する敬愛や報恩という自然的情愛ないし普遍的倫理の維持尊重という立法目的達成のため必要な限度を遙かに超え，普通殺に関する刑法199条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものであって，憲法14条1項に違反する。

【参考】

憲法14条1項

すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

⑨ 薬事法距離制限規定違憲判決

最大判昭和50年4月30日民集29巻4号 572頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和39年4月訴訟提起，審理期間約11年

【事件の概要】

県知事に対し薬局開設の申請をした者が，当時の薬事法の規定に基づき薬局等の配置の基準を定めた条例の距離制限規定に適合しないとして，薬局開設を不許可とされたため，その不許可処分の取消しを求めた行政事件

本件では，このような配置規制を定めた薬事法の規定が職業選択の自由を定めた憲法22条1項に違反するかが問題となった。

【判決の要旨】

薬局の開設等の許可基準の一つとして地域制限を定めた薬事法の規定は，不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものとはいえないから，憲法22条1項に違反し，無効である。

【参考】

憲法22条1項

何人も，公共の福祉に反しない限り，居住，移転及び職業選択の自由を有する。

⑩ 森林分割制限規定違憲判決

最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和41年7月訴訟提起，審理期間約20年9月

【事件の概要】

父親から兄と共に山林につき持分2分の1ずつの生前贈与を受けた弟が兄に対して山林の分割請求等を求めた事件で、「森林の共有者は，民法256条1項の規定にかかわらず，その共有に係る森林の分割を請求することができない。」と定めていた旧森林法186条本文の規定が，財産権を保障した憲法29条に違反するか否かが争われたもの

【判決の要旨】

共有森林について持分2分の1以下の共有者の分割請求権を否定していた旧森林法186条の立法目的は，森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り，もって国民経済の発展に資することにあるところ，同条には森林の範囲や期間の限定がなく，民法258条による分割請求がされても，価額賠償などが可能で直ちに森林の細分化をもたらすとはいえないことなどからすると，旧森林法186条は，その立法目的との関係において合理性と必要性のいずれをも肯定することはできず，憲法29条に違反し無効である。

【参考】

憲法29条

1項

財産権は，これを侵してはならない。

2項

財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。

⑪ 衆議院議員定数配分規定違憲判決

最大判昭和51年4月14日民集30巻3号 223頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和48年1月訴訟提起，審理期間約3年3月

【事件の概要】

昭和47年12月10日に行われた衆議院議員選挙につき，選挙人が，公職選挙法の規定によると，議員一人当たりの有権者数の最大値と最小値の比は4・99対1にもなっており，合理的根拠なしに，一部の国民を不平等に取り扱っているから，その議員定数の規定は，法の下での平等を定めた憲法14条に違反し，これに基づいて行われた選挙は無効であると主張して，選挙無効の判決を求めたもの

【判決の要旨】

昭和47年12月10日施行の衆議院議員選挙当時，公職選挙法が規定する衆議院議員の選挙区及び議員定数の定めは，国会両議院の議員の選挙における各選挙人の投票の価値が平等であることを要求する憲法14条1項，15条1項，3項，44条ただし書の規定に違反していた。（なお，この判決は，前記衆議院議員選挙を無効とする判決をすることにより，直ちに違憲状態が是正されるわけではなく，かえって憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずるような事情があるとして，その選挙が違法である旨を主文で宣言した上で，選挙を無効とする旨の判決を求める請求は棄却した。）

【参考】

憲法14条1項

すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

憲法15条

1項 公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。

3項 公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する。

憲法44条

両議院の議員及びその選挙人の資格は，法律でこれを定める。但し，人種，信条，性別，社会的身分，門地，教育，財産又は収入によって差別してはならない。

⑫ 愛媛玉串料訴訟違憲判決

最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁

【一審から最高裁判決までの審理期間】

昭和57年6月，同58年12月，同60年11月の3回にわたり訴訟提起，審理期間約11年5月ないし14年10月

【事件の概要】

愛媛県が，宗教法人靖國神社又は宗教法人護國神社が挙行した例大祭などに際し，県の公金から玉串料等を支出したことについて，県の住民である原告らが，当該支出が憲法20条3項，89条等に規定された政教分離の原則に違反するとして，県知事らに対し，支出相当額の損害賠償を求めたもの

【判決の要旨】

愛媛県が靖國神社の挙行した恒例の宗教上の祭祀である例大祭（れいたいさい）などに際し県の公金から玉串料等を支出したことは，県が特定の宗教団体との間にのみ意識的に特別のかかわり合いを持ったことを否定することはできず，憲法20条3項，89条に違反する。

【参考】

憲法20条

1項 信教の自由は，何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も，国から特権を受け，又は政治上の権力を行使してはならない。

2項 何人も，宗教上の行為，祝典，儀式又は行事に参加することを強制されない。

3項 国及びその機関は，宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

憲法89条

公金その他の公の財産は，宗教上の組織若しくは団体の使用，便益若しくは維持のため，又は公の支配に属しない慈善，教育若しくは博愛の事業に対し，これを支出し，又はその利用に供してはならない。

我が国及び諸外国の憲法裁判制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
憲制の有無 違法の有無	○	○	×	○	△
裁判所等の有無	×	×	×	○	△
審方の違憲審査法	<p>(通常の司法裁判所が違憲審査を行う。)</p> <p>具体的審査制 (具体的事件を前提として、その解決に必要な範囲のものをいう。)</p>	<p>(通常の司法裁判所が違憲審査を行う。)</p> <p>同 左</p>	<p>(裁判所には法律の効力を決定する権能はなく、議会の法的拘束はない。)</p>	<p>(憲法裁判所以外の裁判所が、具体的事件を審理する過程で憲法を違憲と考えたときに、手続を中止して、連邦憲法裁判所の判断を求めなければならない。)</p> <p>具体的審査制 (憲法裁判所以外の裁判所が、具体的事件を審理する過程で憲法を違憲と考えたときに、手続を中止して、連邦憲法裁判所の判断を求めなければならない。)</p> <p>抽象的審査制 (連邦政府、州政府、連邦議会議員の3分の1から申立てがあった場合に行う。)</p> <p>憲法異議 (公権力により憲法上の基本権を侵害された者が救済手段を尽くした後に行う。)</p>	<p>(憲法院は、議会の議決後、大統領の署名前の法律に対する違憲審査を行う特殊な機関である。)</p> <p>△ (憲法院)</p>

ドイツの連邦憲法裁判所の概要

1 組織

(1) 独立性

他の憲法上の機関（連邦議会，連邦政府等）と対等かつ**独立の機関**

(2) 構成

2か部からなり，各部はそれぞれ8人の裁判官で構成される。

(3) 裁判官

裁判官は，40歳以上で，連邦議会の被選挙権資格及び司法官資格を有するドイツ国民の中から連邦議会及び連邦参議院によりそれぞれ半数ずつ選出され，大統領によって任命される。任期は12年（定年は68歳）であり，再選は許されない。

2 主な権限

(1) 具体的違憲審査

他の裁判所が，係属している**具体的事件**について，適用しようとする**法律が違憲である**と考えるときは，**手続を中止して**，連邦憲法裁判所の判断を求め，連邦憲法裁判所がこの点について判断する。

(2) 抽象的違憲審査

連邦政府，州政府，連邦議会議員の3分の1からの申立てに基づき，連邦法若しくは州法が憲法に適合するか否か等，又は州法がその他の連邦法と適合するか否かについての裁判を行う。

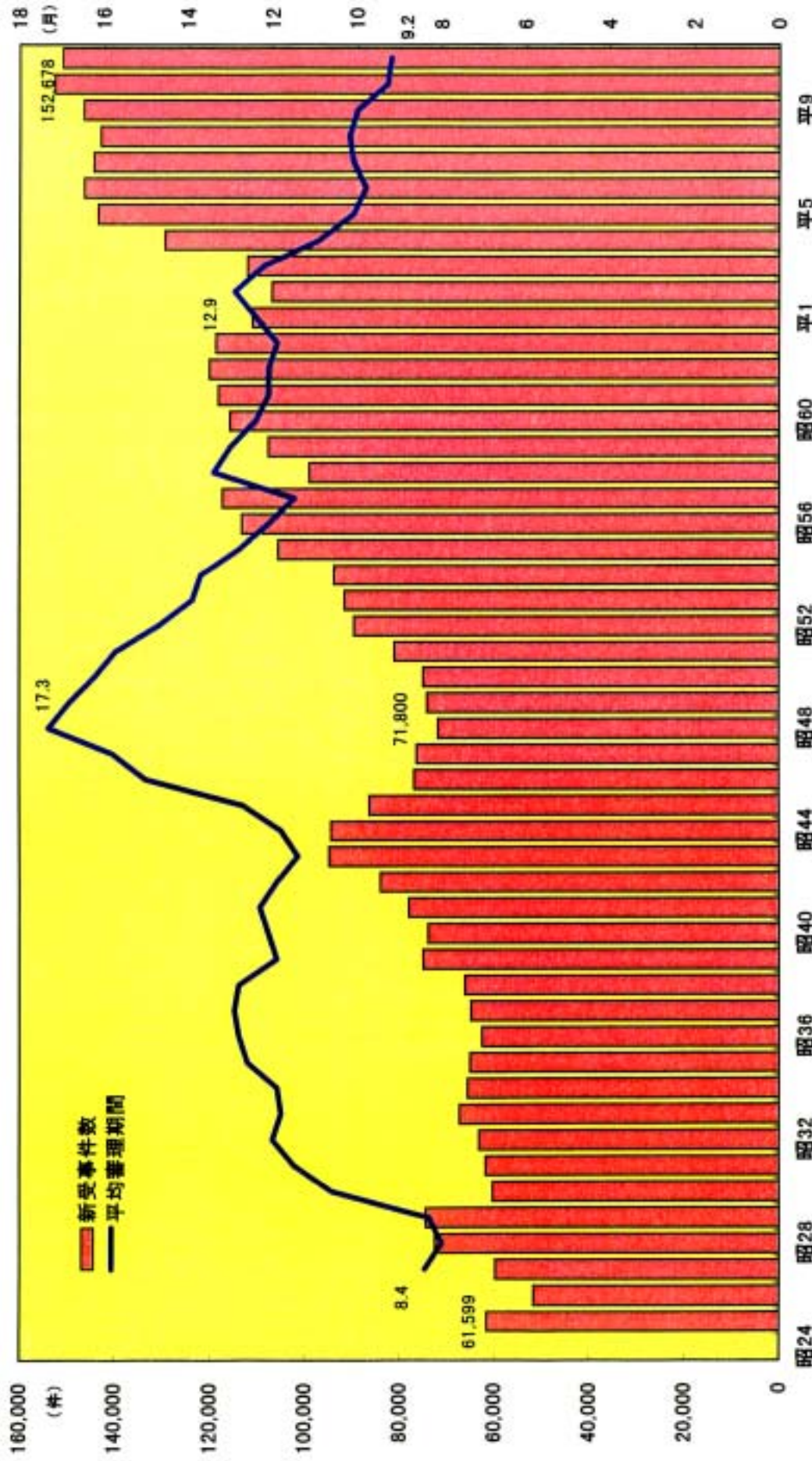
(3) 憲法異議

公権力により憲法上の基本権を侵害された者は，裁判上の他の救済手段を尽くした後に，申立てにより，対象となった法律その他の法規等の**合憲性の審査**を請求できる。

3 判決の効力

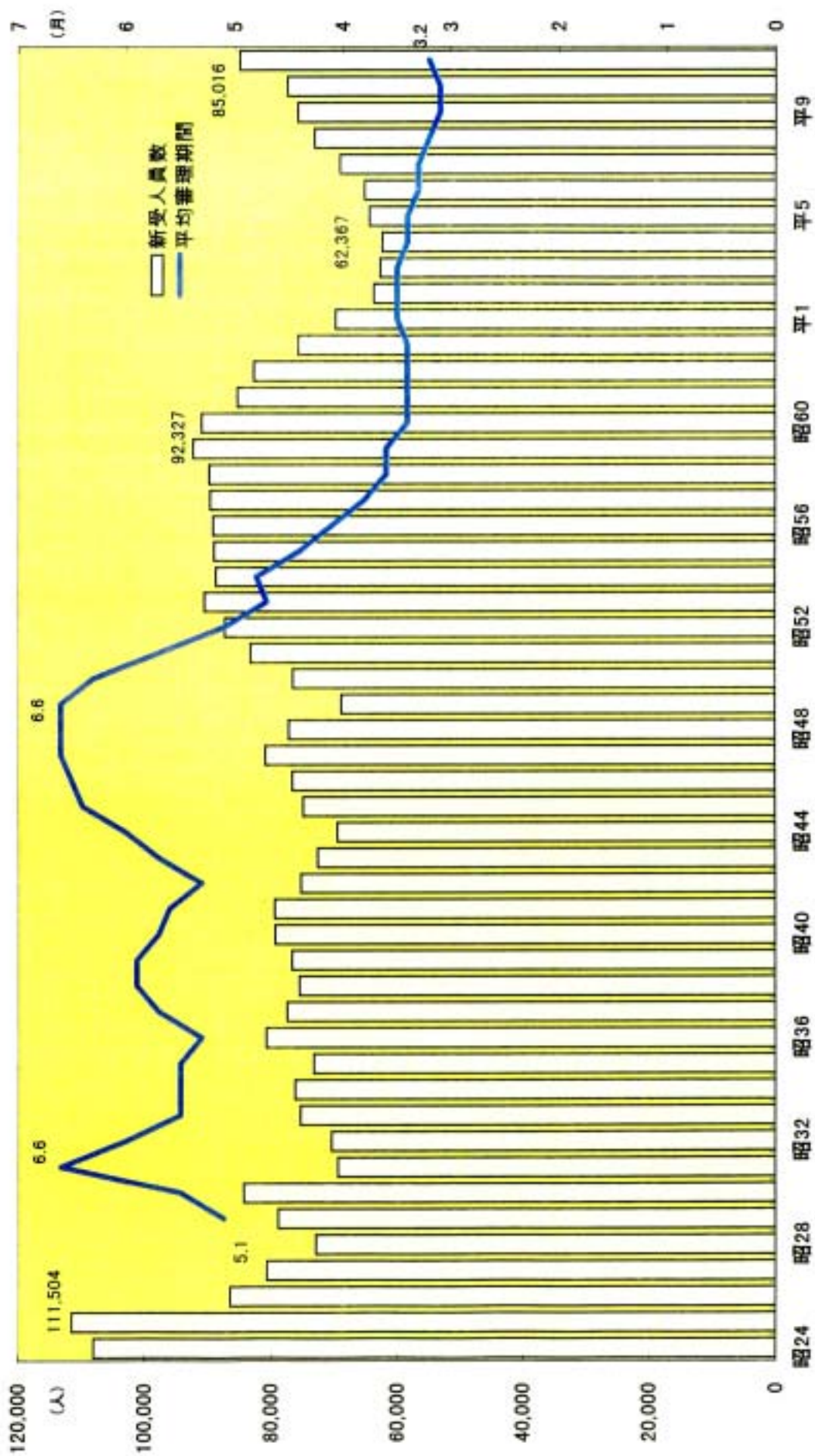
連邦憲法裁判所の判決は，連邦及び各州並びにすべての裁判所及び官庁を拘束する。**法律を違憲無効とする判決は**，法律としての効力を有し，官報に公告される。

民事訴訟(地裁第一審)事件数及び平均審理期間の推移



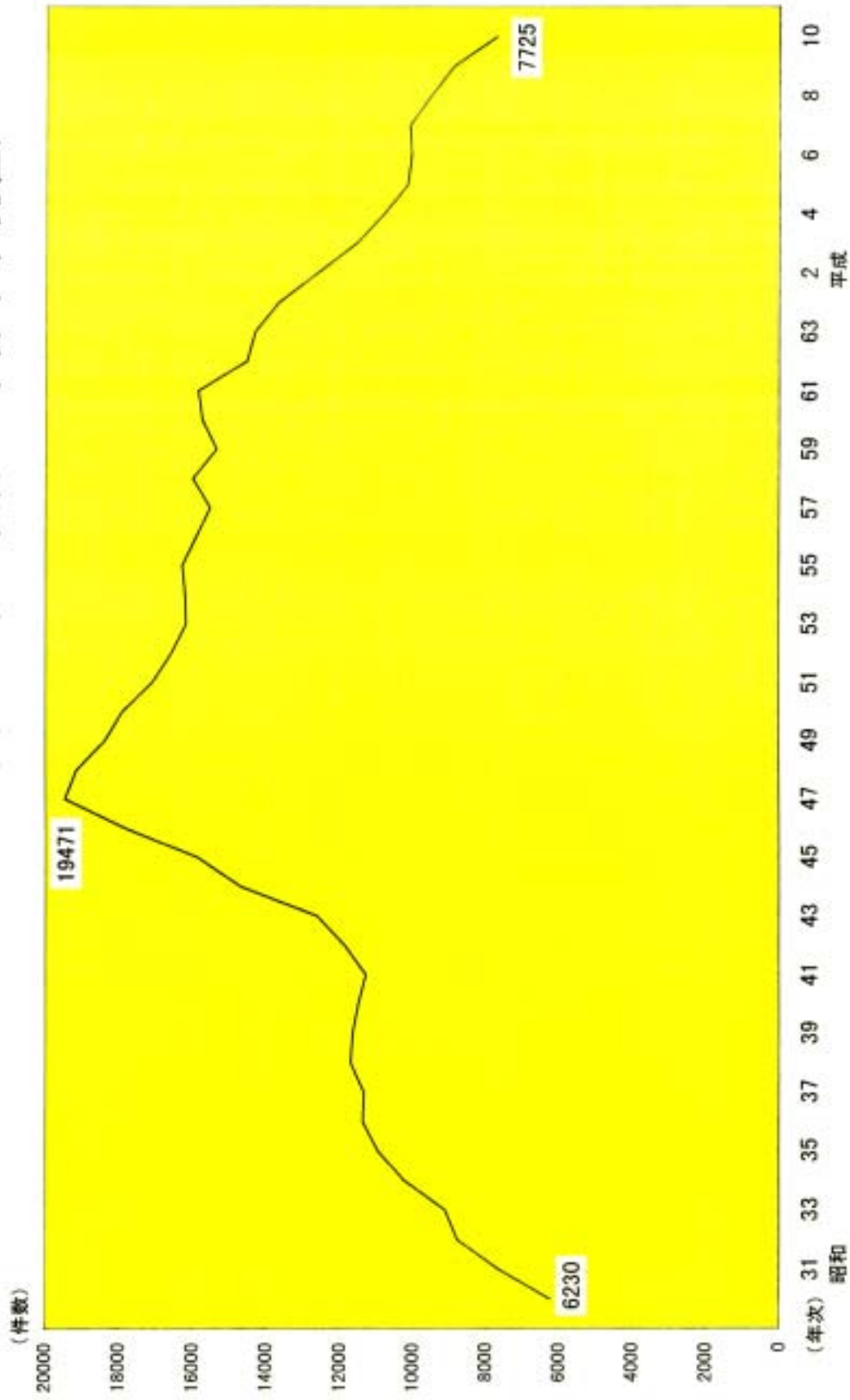
(注)平成11年の数値は概数である。

刑事訴訟(地裁第一審)事件数及び平均審理期間の推移

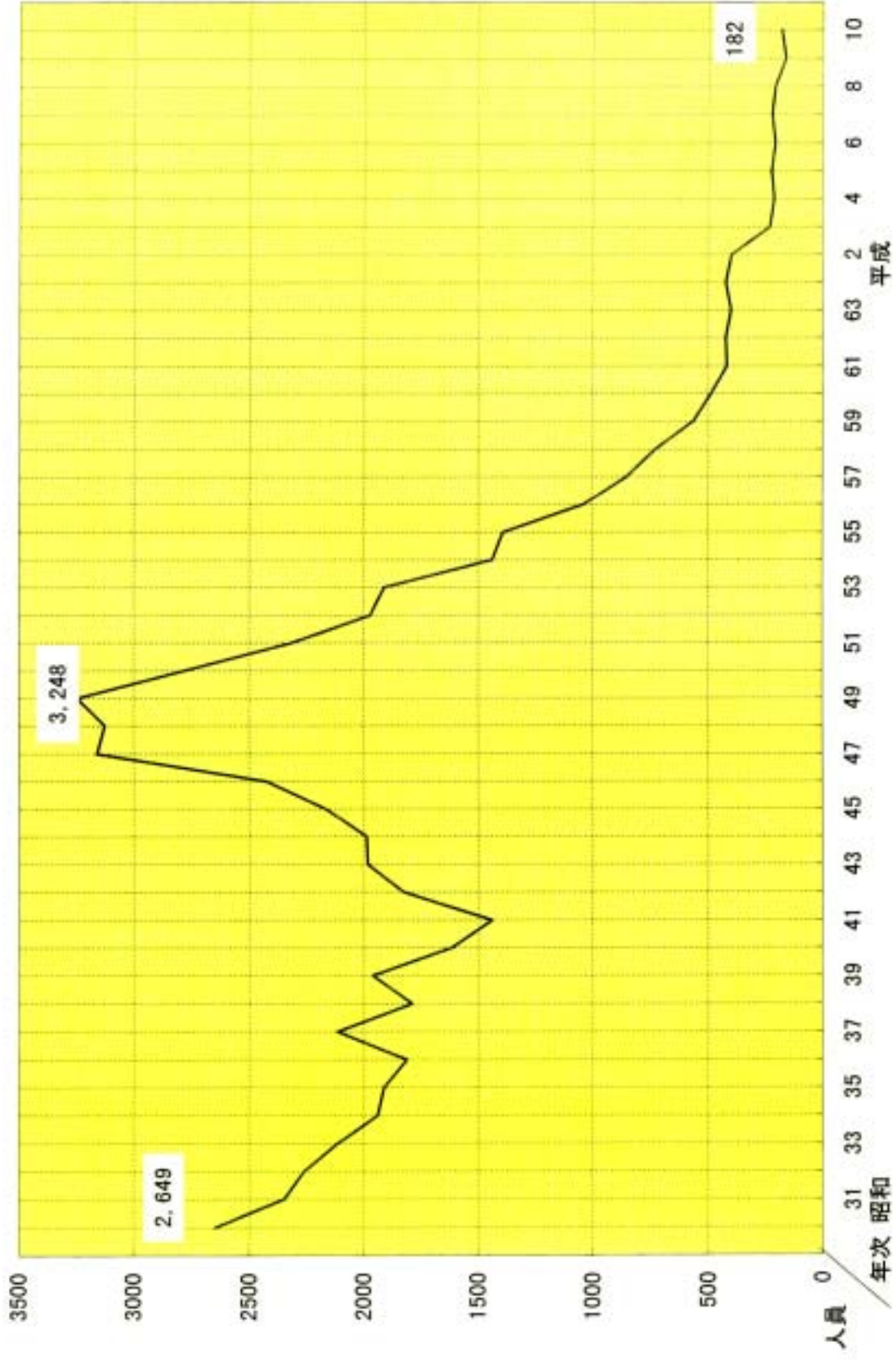


(注)平成11年の数値は概数である。

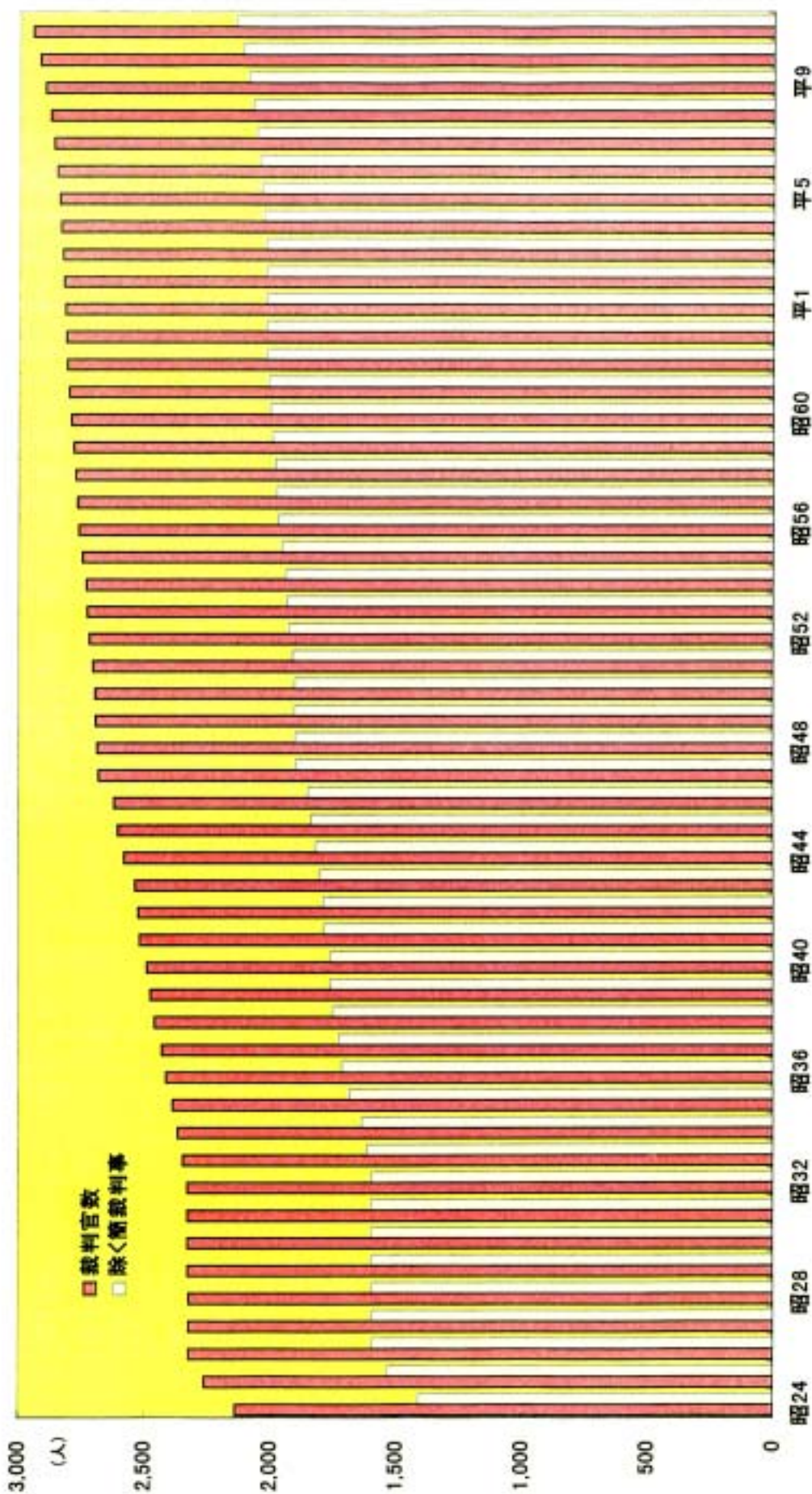
民事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が3年を 超える長期係属事件の推移(地裁) (昭和30年～平成10年各年末現在)



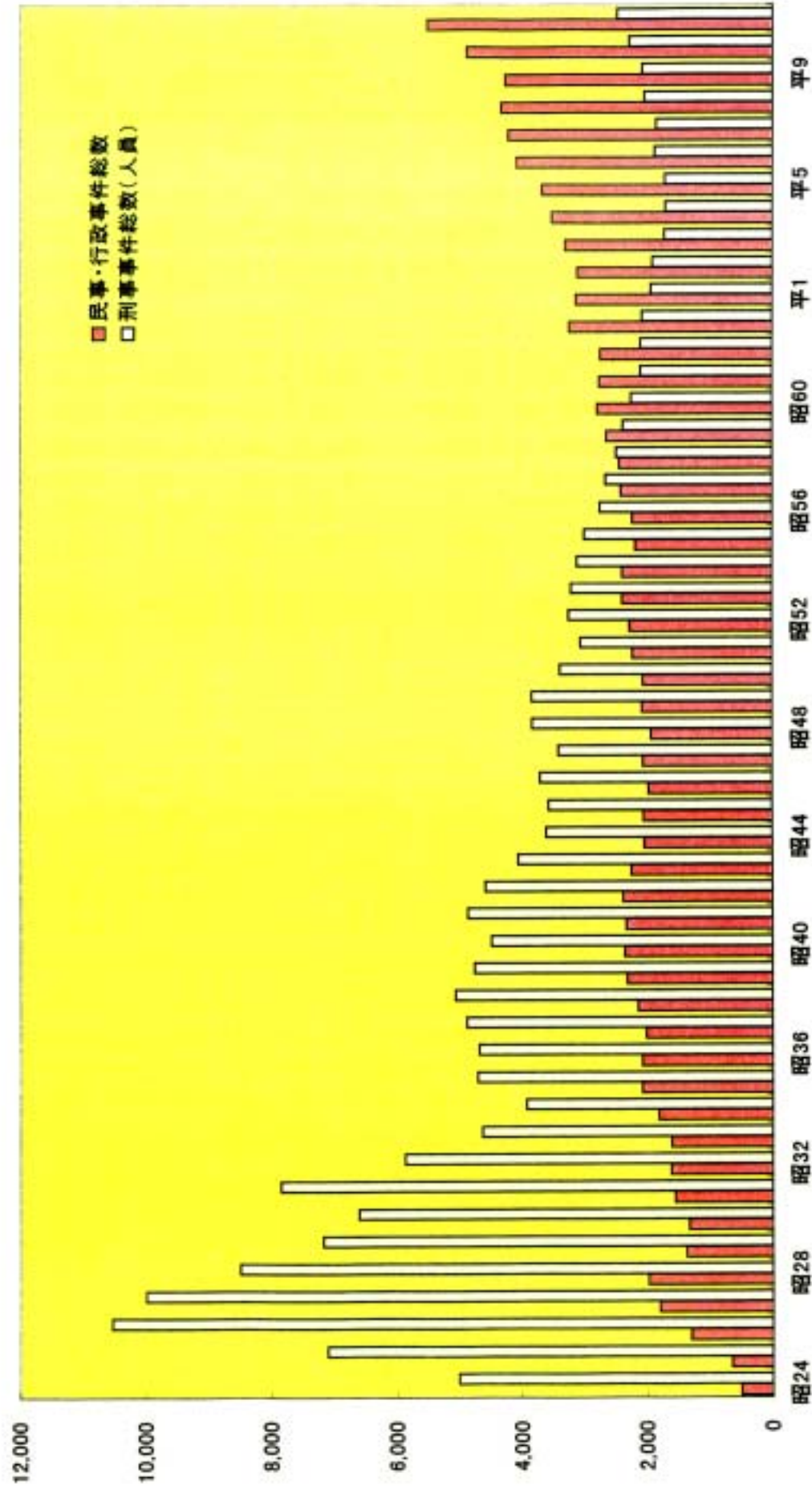
刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が3年を
 超える長期係属実人員の推移（地裁）
 （昭和30年～平成10年各年末現在）



裁判官数の推移



最高裁の年間受理事件数(人員)の推移



(注)1 平成11年の数値は概数である。
 2 平成10年の民事・行政事件総数4885件のうち、上告事件(特別上告事件を含む。)は2542件、上告受理事件は768件である。
 3 平成11年の民事・行政事件総数5518件のうち、上告事件(特別上告事件を含む。)は2160件、上告受理事件は1770件である。